

業務の状況：デリバティブ取引

平成21年9月期

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が当中間会計期間に取り扱ったデリバティブ取引として以下のようなものがあります。

- ①スワップ取引……金利スワップ、通貨スワップ
- ②先渡取引………為替予約
- ③オプション取引……金利キャップ

上記以外にデリバティブを組み込んだ複合金融商品を保有しております。

(2) 取組方針

当行では、ヘッジを目的としたデリバティブ取引の他、運用として複合金融商品を保有しており、原則として投機的な取引を行わない方針であります。

(3) 利用目的

当行が保有しております、資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引や金利キャップ取引を利用しております。また、外貨建資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約取引や通貨スワップ取引を利用しております。

(4) リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがあります。市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、契約額や想定元本とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で複製する場合のコストであります。

(5) リスク管理体制

当行のデリバティブ取引はヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロントオフィスと勘定処理や照合等を行うバックオフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	—	—

(注) 1. 平成21年9月期末日において時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

金融商品取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合計		—	—	—

(注) 平成21年9月期末日において時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものは、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 該当ございません。

(4) 債券関連取引 該当ございません。

(5) 商品関連取引 該当ございません。

(6) クレジットデリバティブ取引 該当ございません。

(7) 複合金融商品関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	5,000	5,000	4,728	△271
合計		5,000	5,000	4,728	△271

(注) 1. 時価の算定方法

時価については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 組込デリバティブについては、時価の測定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を中間貸借対照表のその他の負債に計上しております。

3. 平成21年9月期においては、平成21年3月期末からの評価損益差額である275百万円を、中間損益計算書のその他業務収益に計上しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

平成22年9月期

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 該当ございません。

(2) 通貨関連取引 該当ございません。

(3) 株式関連取引 該当ございません。

(4) 債券関連取引 該当ございません。

(5) 商品関連取引 該当ございません。

(6) クレジットデリバティブ取引 該当ございません。

(7) 複合金融商品関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	5,000	2,000	4,853	△146
合計		5,000	2,000	4,853	△146

(注) 1. 時価の算定方法

平成22年9月期末日における時価については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 組込デリバティブについては、時価の測定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を中間貸借対照表のその他の負債に計上しております。

3. 平成22年9月期においては、平成22年3月期末からの評価損益差額である29百万円を、中間損益計算書のその他業務収益に計上しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金・預金	2,960	—	(注)
		受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	21,629	21,629	
合計		—	—	—	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金・預金と一体として処理されているため、その時価は本表に記載していません。

(2) 通貨関連取引 該当ございません。

(3) 株式関連取引 該当ございません。

(4) 債券関連取引 該当ございません。